

第174回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第11号

平成30年11月5日かすみがうら市農業委員会告示第11号をもって、平成30年11月12日(月)かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第174回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成30年11月12日(月) 午後2時開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 栗原 進一		

4. 欠席委員

15番 齊藤 幸雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫	局長補佐 山本 好徳
係長 永田 昌之	主任 水野谷 里子

6. 議事録署名委員

14番 栗原 進一 1番 栗山 千勝

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第33号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について  
報告第34号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第36号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

⑤ 議案審議について

議案第79号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第81号 現況証明願の交付決定について  
議案第82号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第83号 かすみがうら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について

⑥ その他

8. 閉会

午後3時6分閉会

事務局長	<p>只今から、平成30年度第174回農業委員会総会を開会いたします。  只今の出席委員は14名で、会議規則第7条の定足数に達しております。  よって総会は成立しております。  なお、会議規則第4条により、15番 齊藤 幸雄委員から欠席届が提出されております。</p> <p>それでは、会長が欠席ですので、会議規則第5条第2項の規定により、会長代理がその職務を代理することとされておりますので、以後の議事進行につきましては、市川会長代理にお願い致します。</p>
議 長	<p>市川会長代理あいさつ  はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。  議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、14番 栗原 進一委員、1番 栗山 千勝委員を指名いたします。  なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。  只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。  次に、議案審議に入る前に、前回の総会に上程しました「議案第73号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番 栗山委員から質問のありました、区域指定の件について、事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>資料の説明を行う。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>それでは、議事を進めます。次に、報告第33号、第34号、第35号、第36号の報告案件ですが、委員の皆様には既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、早速質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案審議に入ります。  はじめに、「議案第79号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。  事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。  (議案の朗読を行う)</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。  事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
6番 飯田委員	<p>それでは、説明いたします。</p>

11月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、井坂委員と中山委員と私 飯田の3名で書類審査後、現地調査を実施してきました。

番号1番は、●●の●●より約100m北西に位置する畑1筆と田2筆になります。畑については雑草が少し繁茂しておりましたが、田については、きれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請にいたしました。さつまいもを作付する計画です。

番号2番・3番は、譲受人が同一人ですので、併せて説明いたします。申請地は、●●より約300m東に位置する畑2筆になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物はさつまいもです。

番号4番は、●●の●●公民館向いの田1筆と同公民館より約300m南東に位置する田1筆になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は水稻です。

番号5番は、●●学校の向かいの畑2筆になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は福島県で農業を営んでおりましたが、東日本大震災後、福島県よりかすみがうら市に避難しており、申請地の隣接に住んでおります。今回、かすみがうら市に定住をしようと考え、申請に至りました。白菜とジャガイモを作付する計画です。

番号6番は、●●の県道●●線沿いの●●店 ●●より約300m西に位置する田2筆と約200m南西に位置する田1筆、●●地内の●●公民館より約200m北東に位置する田1筆、●●学校の南側に位置する畑3筆と約150m南西に位置する田1筆および約250m東に位置する畑2筆、●●地内の●●より約250m北東に位置する田2筆と約400m東に位置する田1筆の合計14筆になります。現況は、田は水稻とレンコンが作付されており、畑はきれいに管理されておりました。申請人は、父が高齢のため後継者として贈与を受けるため、今回の申請に至りました。作付作物は、水稻、レンコン、野菜です。

番号7番は、●●の●●郵便局より約100m南東に位置する畑1筆と田2筆になります。現況は雑草が繁茂している状況でしたが、耕起により、すぐ田畑に戻る状況でした。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は野菜とレンコンを予定しております。

番号8番は、●●の●●より約50m南に位置する畑2筆になります。現況はきれいに管理されておりました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。作付作物は種苗を予定しております。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、番号2番及び番号3番は、譲受人が同一人でありますので、一括審議とします。番号2番及び番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番及び番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長	全員賛成ですので、番号2番及び番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
議 長	栗山委員。
1番 栗山委員	農業経営を行いながら定住したい、市としても歓迎したい案件なんですけど、どれくらい協力できるか。ちなみに現在、どこに住んでいて、70アールという土地はどこにあるのか、お伺いしたい。
事務局	ただいまの質問にお答えいたします。●●さんは、申請地のすぐ隣接に、空き家だった所を購入し、すでに、そこに住んでいます。70アールというのは、福島県●●農業委員会の方の耕作証明書が添付されておりまして、そちらの方に7,006㎡が自作地ということで載ってましたので、そちらの70アールということで、農地は福島県●●の農地ということになります。 以上です。
議 長	よろしいでしょうか。 他にご質問ございますでしょうか。
議 長	鈴木委員。
11番 鈴木委員	福島県の●●というと、原発だと思っんですよね。かすみがうら市に来るということは、大変歓迎することではありますが、市の方で、住宅の補助とかあるのですか。
事務局	●●さんは、住所を補償の関係で移してないですけど、実際には、平成27年にはかすみがうら市に住んでいるので、その当時、補助が出たかどうかは調べていないので、後で、お調べしてお答えいたします。
11番 鈴木委員	住宅はあるんですよね。人の家を借りているのではないですよね。
事務局	今回の申請地の隣に、空き家だった所を購入して、平屋建ての1軒家に住まれています。
議 長	他にご質問ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第79号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。(議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3番 井坂委員	説明いたします。図面番号1番をご覧ください。 番号1番は、●●の●●集落センターより約250m北東に位置し、第1種農地と判断しました。現況は雑草が繁茂している状況でした。申請人は、隣接する山林と原野14,284㎡と申請地を併せて太陽光発電施設を設置するため今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。第1種農地ですが、事業の目的に供すべき土地の合計面積15,633㎡に占める農地の面積割合が3分の1を超えないことから不許可の例外に該当し、許可要件は満たしていると考えます。続いて、図面番号2番をご覧ください。 番号2番は、●●公園より約200m北に位置し、第2種農地と判断いたしました。現況は全面芝張りで、周囲を木杭と防除ネットで囲い、既にドックランとして利用されている状況で、申請人から始末書が添付されております。申請人は隣接地で、ドックランおよびキャンプ場を営んでおり、申請地を中型・小型犬用のドックランとして利用したく、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。続いて、図面番号3番をご覧ください。 番号3番は、●●の●●集落センターより約100m南に位置し、第1種農地と判断しました。現況は、梅の木が植わってましたが、遊休化により荒れておりました。申請人は、隣接する山林と原野36,264㎡と申請地を併せて太陽光発電施設を設置する計画で、森林法に基づく林地開発許可で、指定森林面積の25%を残地または

造成森林が必要ことから、太陽光発電施設の区域内の造成森林として利用するため今回の申請に至りました。申請地の北側に畑が広がっているため、つつじ等の低木樹種を植林する計画で、転用による周辺農地へ影響はないと判断しました。第1種農地ですが、事業の目的に供すべき土地の合計面積38,503㎡に占める農地の面積割合が3分の1を超えないことから不許可の例外に該当し、許可要件は満たしていると考えます。

続いて、図面番号4番をご覧ください。  
番号4番は、●●の●●より約400m南西に位置し、第2種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は、自己住宅を建設する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。

続いて、図面番号5番をご覧ください。  
番号5番は、●●学校より約150m南東に位置し、第2種農地と判断いたしました。現況はきれいに管理されていました。申請人は親から土地を借りて自己住宅を建設するため、今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。

続いて、図面番号6番をご覧ください。  
番号6番は、●●の●●より約200m北に位置し、第1種農地と判断しました。現況はきれいに管理されていました。申請人は、隣接する母屋が老朽化し、宅地の一部292㎡と申請地を併せて自己住宅を建設するため、今回申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。申請地は第1種農地ですが、住宅の建設であり、6戸以上住宅が連坦している状況から不許可の例外に該当するため許可要件は満たしていると考えます。

続いて、図面番号7番をご覧ください。  
番号7番は、●●の県道沿いにある●●より約200m北東に位置し、第2種農地と判断いたしました。現況は一部、雑木が繁茂している状況でした。申請人は隣接地において老人ホームを開業するにあたり、職員駐車場および管理車両の駐車場が必要となることから今回の申請に至りました。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。

以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（異議なしの声・意見、質問等なし）

議長 　　よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 　　全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 　　番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

（異議なしの声・意見、質問等なし）

議長 　　よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。

議長 　　全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 　　番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

議長 　　栗山委員。

1番 栗山委員 　　つつじ等であるけど、森林に入るのか。

事務局	只今の質問にお答えいたします。申請を受ける際に、つつじ等が林地開発許可において造成森林として成り立つのかを確認したところ、つつじでも森林という扱いをとるということが確認されましたので、問題ないかと思われま
1番 栗山委員	どこに確認したの。
事務局	県南農林事務所の林政課になります。
議長	よろしいですか。
1番 栗山委員	これ通した場合にね、他にこのような場合、5条で申請した場合、通さなくてはならないことになると思う。世間一般に森林といたら、こういうものではないと思う。 他に、そういう例が出た場合、今度は、認めなくてはならない状況になってしまうでしょう。森林として。
事務局	今回の案件は、つつじが山林として見られるかどうか、低木樹種として森林扱いするかということかと思いますが、森林法では、低木樹種として森林扱いし、造成森林にあたるという今回の申請の内容でしたので、受付した次第です。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	賛成多数ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	「議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 なお、議案第80号 番号2番については、3,000㎡以上の案件となることから、16日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんにはご承知をお願いします。
議 長	次に、「議案第81号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
10番 中山委員	説明いたします。図面番号8番をご覧ください。 番号1番は、●●郵便局より約150m北と約300m北西に位置します。こちらは平成6年以前から低木が繁茂した原野の状況となっており、現況も原野化、または一部山林化していることから証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。
議 長	ただいま、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第81号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。
議 長	次に、「議案第82号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。14ページをお開きください。 今回利用権の設定は全体で11件、面積は49,993㎡です。その内、新規5件で、主な作物は水稻、野菜、レンコンとなります。再設定は6件で、主な作物は水稻・レンコンとなります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第82号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第82号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に



	<p>よる農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第83号 かすみがうら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>こちらの指針(案)については、前月の総会で説明させていただきましたので、説明は割愛させていただきます。なお、22ページ 4枚目をお開き下さい。 中段の黒い四角の3番目になりますが、先月、山口推進委員から、耕作者台帳をいつ整備するののかとの質問がございましたが、6月から9月にかけて行った農地利利用状況調査の結果を踏まえ、現在システムに入力中です。出来次第、お示ししたいと考えています。また、利用状況を示した図面を各地区ごとに作成しているところですので、来月の総会でお配りしたいと考えております。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますのでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第83号について、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第83号 かすみがうら市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんからご質問等ございましたらお願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>次に、来月の総会は、12月10日(月)午後3時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、鈴木良道委員、久松弘叔委員、私 市川です。 日時は、12月3日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしくお願ひ致します。 次に、例年実施しております、委員会の忘年会を来月の総会終了後に実施したいと思ひます。場所は、「みゆき」で午後6時から会費1万円で実施したいと思ひます。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>送迎バスが旧美並農協の倉庫前から出ますので、ご利用ください。市長、副市長には案内済みです。また、都合が悪く欠席される場合は、事務局へ連絡下さい。 次に、お手元に視察研修の決算について、参加された委員さんにお配りしておりますので、ご覧おきください。 不足分につきましては、互助会旅行積立費から精算させていただきました。 次に、かすみがうら祭りの決算について、お配りしてあります。売上残金2,465円につきましては、互助会農業委員賄費通帳へ入れさせていただきました。 次に、農地利利用最適化推進委員の皆さんの取りまとめや、農業委員会会長との連絡調整を行う、農地利利用最適化推進委員長・副委員長を決めてはどうかという提案がありました。 つひては、この件について、ご相談したいと思ひますので、推進委員の皆さんはこの後の、農地利利用最適化推進検討会 終了後、お残りください。</p>
議 長	<p>他に事務局からありますか。</p>
事務局長	<p>①農地利利用最適化推進検討会の出席依頼</p>

議 長

只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。

(異議なしの声・意見、質問なし)

議 長

以上をもちまして、第173回総会を開会いたします。  
長時間にわたり慎重審議大変ご苦勞様でした。

(午後3時06分閉会)